

◎新潟県告示第264号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和8年4月3日

新潟県知事 花 角 英 世

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
阿賀野市寺社字鴨深甲3034番	田	638
阿賀野市堀越字片田2644番3	畑	638
阿賀野市堀越字片田2645番1	畑	826
阿賀野市堀越字片田2646番8	畑	109
阿賀野市堀越字片田2646番9	畑	72

2 利用権の内容

水稻栽培

3 利用権の始期及び存続期間

令和8年6月

5年

4 借賃に相当する補償金の額

17,650円

5 補償金の支払方法

利用権の始期までに新潟地方法務局新発田支局に補償金を供託する。